

2012年8月3日

食品表示一元化検討会報告書(案)への意見

山根香織

食品表示一元化検討会が昨年9月に設置され、これまで検討会での議論を中心に、中間論点整理に関する意見交換会やパブリックコメントの意見も参考に検討を重ねてきました。第8回検討会では中間論点整理に沿った報告書(案)たたき台が示され、第10回検討会では加工食品の原料原産地表示と栄養表示についての方向感が提案されました。検討会は、議論し尽くせなかった点多々あり、進め方に課題を残すものとなりましたが、報告書(案)は上記議論や意見を踏まえて作成すべきと考えます。

しかし、第11回検討会に提案された報告書(案)の新たな食品表示制度における加工食品の原料原産地表示の考え方に関しては、これまでの議論や検討会に寄せられた多くの意見が尊重されない内容となっています。よって、これまでの議論経過、議論の中身、結論を明記し、残された課題が明確になるよう、以下のように報告書(案)に記載することを要望します。

【意見】

1. 中間論点整理の項目に沿って報告書を作成してください
2. 「新たな食品表示制度における加工食品の原料原産地表示の考え方」に関する議論経過を明記してください
3. 今後の検討課題を明記してください

【報告書(案)】

目次

- 1 はじめに
- 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方
- 3 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方
- 4 新たな食品表示制度における加工食品の原料原産地表示の考え方
- 5 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方
- 6 今後の検討課題
- 7 おわりに

4 新たな食品表示制度における加工食品の原料原産地表示の考え方

(1)これまでの経緯

「食品の表示に関する共同会議」報告書(平成21年8月)では、次の2つの選定要件について、今後とも維持されるべきとされている。①原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品として品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち②製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

消費者委員会食品表示部会に設置された「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会」報告書(平成 23 年7月)では、今後の原料原産地表示の検討の進め方について、食品表示に関する一元的な法律の制定に向けた取組の中で、さらに議論を深めるべき課題として①JAS 法に基づく現行の仕組みの下でさらなる品目拡大を図ることには限界がある②原則としてすべての加工食品の原料の原産地を表示すべきであり、重量順に上位のものを義務化すべき③「消費者の商品選択に資する」という趣旨を明確にすべき④加工食品の原料原産地表示は義務化を原則とすべき⑤食品のトレーサビリティ制度の検討とも連携すべき⑥優良誤認についての考え方を整理すべき⑦健康食品も含め議論すべき 等があげられた。

消費者基本計画(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定(平成 23 年 7 月 8 日一部改定))において、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保に係る具体的施策として、加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大することが掲げられている。また、原料原産地は食品の安全性に係るものではないものの、商品選択を行う上で知りたいという要望は比較的強い事項と考えられる。

加工食品の原料原産地表示の目的は、平成 15 年 8 月食品の表示に関する共同会議報告書では、「消費者の適切な選択に資する観点から、商品の品質に関する情報を適切に提供し、加工食品の原産地に関する誤認を防止する」とことと位置付けられている。

また、国際規格との整合性については、包装食品の表示に関するコーデックス一般規格(CODEX STAN 1-1985)において、原産国について、原産国の省略が消費者を誤認させるまたは欺くおそれのある場合は、当該食品の原産国を表示しなければならないとされている。

加工食品の原料原産地表示については、新法においても、消費者基本計画の規定に基づき、義務付けを着実に拡大することを基本に検討を行うべきと考えるが、検討に当たっては、消費者の意向や事業者の実行可能性、過去の食品の表示に関する共同会議や消費者委員会における議論、国際規格との整合性を踏まえることが重要である。

(2) 検討会における議論経過

○提案(たたき台案以降の議論)

第 9 回食品表示一元化検討会提案より抜粋

これまでの拡大の経緯、消費者基本計画において示されている方向性等を踏まえれば、これまでの「品質の差異」の観点にとどまらず、原料の原産地に関する誤認を防止し、消費者の合理的な商品選択の機会を確保する観点から義務付けることとし、原料の品質が加工食品品質に与える影響は明らかでなくても、消費者が当該加工食品の加工地(=原産地(国内))と原料の原産地が同じであると誤認しやすい商品については義務付けの対象とすることとしてはどうか

第 10 回食品表示一元化検討会で義務化の具体的なイメージの提案抜粋

原料原産地の誤認を防止する観点から、次の(1)あるいはこれと併せて、又はこれに替えて(2)により原料原産地の表示を義務付けることを検討してはどうか

(1) 指定加工食品に原料原産地表示を義務付ける方式 ア義務付けの根拠、イ指定のメルクマール、ウ義務付けの対象となる原料、エ義務付けの手続き、オ現行要件との関係性

(2) 指定加工食品のうち、一定の強調表示がされているものに原料原産地表示を義務付ける方式 ア特定加工地を強調して表示している食品、イ義務付けの手続き

○検討会で出た意見

<拡大を推進>

・日本は、食料を輸入に過度に依存しており、大量に流入する外国産の食品と原料は一般的にトレーサビリティ(産地、生産方法とその履歴など)の確認が難しく、そのほとんどの情報は消費者に対して明らかにされていない。こうした事情により、消費者の誤認を招く可能性がある。

・トレーサビリティは、消費者が自ら判断し選択購入するための大切な情報の一つである。多くの消費者が加工食品原料のトレーサビリティの確立とそれに基づく原料原産地表示を求めていることは、当検討会に報告された消費者意向調査の結果※でも明らかである。

※ 消費者庁食品表示課/「食品表示に関する 消費者の意向等調査(Web アンケート結果)」(平成 23 年 12 月実施)結果
…「参考にしている」計:原料原産地 68%。

・事業者のコスト増が消費者の負担につながるとの懸念については、韓国での実態調査(韓国農村経済研究会「研究報告 R632」2011 年 11 月)において、販売価格の 0.07~0.25%増に過ぎない。また、日本の取り組み事例においても同レベルという報告があり、消費者の負担増とはいえない。

・全ての加工食品に対して原則義務化、例外として別途段階的な実施策や支援策を考慮する。

<拡大に反対>

・流動的な原料調達先や輸入中間加工品への対策面でコスト増となり消費者の負担増につながる。

・表示ミスによる罰則の厳しさが懸念される。

・原産地を明確化することによって消費が減少する。

・中小製造業者の実行可能性に課題がある。

・任意表示でよい

(3)検討会の結論

これまで、「食品の表示に関する共同会議」、「消費者委員会食品表示部会・原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会」、消費者基本計画の閣議決定を経て、加工食品の原料原産地表示の義務化を着実に拡大する方向で、議論を深めるよう検討会に託されたが、十分な議論を尽くすことができず、当検討会では合意が得られなかった。

この論点については、中間論点整理意見交換会ならびにパブリックコメントにおいても多数の意見が寄せられており、今後も重要な課題として検討する必要がある。加工食品の原料原産地表示の義務化拡大を進めるための検討の場を設ける必要がある。

3. 今後の検討課題

2013 年 3 月までに食品表示法の法案が作成される予定である。並行して、個別課題の検討の場を設ける必要がある。

課題として、①加工食品の原料原産地表示、②遺伝子組み換え食品・飼料表示、③食品添加物表示、④監視体制・是正措置、等があげられるが、検討会の委員には、消費者代表はもちろん、それぞれの表示の充実に関し先駆的に取り組んでいる事業者代表を含めるべきである。